都市計画事業の認可.....

公

告

公有水面埋立ての免許...... 事者講習の指定..... クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従 結核予防法による医療機関の指定..... 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退...... 称及び所在地変更の届出......



平成十四年九月四日 (水曜日)

砂利採取業務主任者試験の施行.....

大規模小売店舗の新設に関する届出.

建設業者の許可の取消し.....

(整備事務所)……(河川砂防課)……

(経営振興課)

規

額等の算定方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。 市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税 則

平成十四年九月四日

青森県規則第六十五号

変更の届出.....

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地

生活保護法による介護機関の指定

政健 同策 福

課祉

=

: :

 $\equiv$ 

青森県知事

木

村

守

男

同

告

示

準税額等の算定方法に関する規則を廃止する規則 市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基

する。 額等の算定方法に関する規則 (昭和四十九年十二月青森県規則第八十九号) は、 市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収

(河川砂防課) ... (薬務衛生課)

:

五四

(都市計画課) ...

(健康医療課) ...

同

<u>`</u>

껃

同

:

 $\equiv$ 

同

 $\equiv$ 

見込額の算定方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守

男

青森県規則第六十六号

増収見込額の算定方法に関する規則を廃止する規則 市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税

見込額の算定方法に関する規則 (平成十一年七月青森県規則第七十七号) は、 市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収 廃止す

この規則は、

公布の日から施行する。

附

則

示

青森県告示第四百十四号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

名	居
称	宅介
所の所在地 主たる事務	護事業者
)   0	事居 食宅 の介 重護
名	居
称	宅介
所	護事
在	業
地	所
戸	指 定
	称

人ファミリー社会福祉法	人貴 望 会 法	仁会医療法人誠	ナカマ マ マ 社 ナ	ー株式 ビンケア サユ
姥堤三四の一三戸郡五戸町字	三保野五四上北郡横浜町字	字若竹五	字今田五三の七	目二の三町一丁
"	"	"	活型痴 介共呆 護同対 生応	通所介護
ハピネス	グル プトプホー	け」 カかた がトプホー	ど ムななかま グル・プホー	ほっと ゼスセンター サー
姥堤三四の一三戸郡五戸町字	三保野五四上北郡横浜町字	字若竹五	字今田五三の七 青森市大字野尻	目二の六町一丁
111- 21-	四	四	四	
<u> </u>	一 。 一	四八七	<b>垂</b> 一	三 八 二
		七	<u> </u>	=

青森県告示第四百十五号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

·株 ·式会	協青 同森 組保	名	居
シン 株式会社ゼン	合健 生活	称	宅介護
鍼師会会館内谷三丁目一二全東京都新宿区四	三 字奥野四三四の 青森市大字浦町	所 在 地	支援事業者
ター ン青森ケアセン 株式会社ゼンシ	八甲病院	名称	居宅介護支
三字 字 登 茶 市 二 大	丁青 目森 一市 五問	所在	メ援事業
- 八字 九駒 の込	の屋の町	地	所
一四八八一	<b>三平</b> • 成 -	年月日	指 定

青森県告示第四百十六号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

示する。 所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守

男

変更後     居宅介護事業者       変更前     大アライ 三の五       大アライ 三の五     青森市卸町 訪問介護 フ青森市 野町 部間介護 ステース 三の五       本株式会社 青森市卸町 京門介護 大アライ 三の五     株式会社 青森市卸町 三の五       海祉用具貨 ファライ 声流市毎町 三の五     平成 平
では、
では、
社用具貸
三青     の二青     三青     一唐青     所       の森     一丁森     五市     五市     五市     在       五市     一一五     一四     地
町 三島 町 の畑 地
"
三

青森県告示第四百十七号

規定により告示する。所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号のする同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守

男

	Κ
5	<del>}</del>
名	居宅介護
- 称	支
所の所在地地	援事業者
名	
称	居宅介護
	支援
所	援事
在	新
地	
年	変
月	
	更

変更後	変更前
	P株 ラ式 イ社 ライ ライ ライ ライ ライ ライ ライ ライ フィー フィー フィー フィー フィー フィー フィー フィー フィー フィー
五の五	青 森 市 卸 町
森東営業所 サイフ青森青	ライフ青森 ア
三青 の森 五市 町	の二青 一丁森市 日長 三島
Б	艾

**†**•

青森県告示第四百十八号

四十二号) 第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定により、次の

平成十四年九月四日

青森県知事

木

村

守

男

	の一七王	上北郡上北町中央南三丁目三二の一七王	上北郡上北町中	栀守内科医院一
1 . 1	)			
				科クリニック
三・ た三		自一一の一	青森市松原一丁目一一の	大関内科胃腸
三・九六		0 -	むつ市新町一七の二	馬島医院
1111-10-1		弘前市大字安原二丁目一の一三	弘前市大字安原	リニックなりた内科ク
一三・ 九・三0		目一〇の一四	三沢市桜町三丁目一〇の一四	クひぐちクリニッ
=- +-=	川原九〇	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇	南津軽郡大鰐町	院のかわら医
111- 4-11		校五の一	五所川原市下り枝五の一	エ ム 薬 局
二亭 七		西津軽郡鰺ケ沢町大字新町三四	西津軽郡鰺ケ沢	局新町店川村両全堂薬
亭		町三三	五所川原市布屋町三三	腸科医院 小笠原内科胃
三・	<u>=</u> Ø	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三三の二	三戸郡五戸町字	田 中 医 院
平成三	イオン下田SC	一F	上 北郡下田町字	グカリエ薬局コスメドラッ
年指 月 日 日	地	在	所	名

四・六・三0	青森市大字四ツ石字里見七六の一	三楽病院
"	十和田市稲生町二一の三二	薬剤師薬局(株)十和田
	青森市中央一丁目二七の二〇	薬局青森店
四。 三。 三.	八戸市類家一丁目一の一六	斉藤ウイメン
一四・三六	八戸市新井田西ノ城二四の二	薬局パッピー調剤
	十和田市西十二番町一一の一六	竹内調剤薬局
一四。二十二九	五所川原市字錦町一の一三四	中村内科医院
1110-1110-1111	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一九一の一九	局浪岡店薬
	弘前市大字品川町一三	院ワサ歯科医
1110-1110-1111	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一六の五	同三戸店 薬
11110	十和田市西三番町二〇の一五	野沢薬局ミナ
111-10-110	十和田市大字三本木字西金崎四二八の一	南川薬局
三 三 二 一	八戸市大字売市字狐窪一一の一	経クリニック
=   -   -   -   -   -   -   -   -   -	八戸市大字妙字分枝三九の一	ク 妙水苑クリニッ
111-10-111	八戸市大字大久保字大山三五の三	ワタナベ薬局

青森県告示第四百十九号

より告示する。で、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定にで、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定したの第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守

男

青森県告示第四百二十号

オカエ薬局金

北津軽郡金木町大字金木字菅原一二

퍧

四

**小** 

和田店開

十和田市西十二番町一一の一五

一つつじ調剤薬

上北郡七戸町字影津内九八の二六

青森市大字雲谷字山吹九三の一

声 声

戸

· · 六 云 云 元

青森市大字石江字江渡三七の七

芙蓉会病院

白八口— 薬局羽

青森市大字羽白字沢田五一の

四

戸

**☆** 三

局においる

上北郡野辺地町字鳴沢一の八

局づみ調剤薬

八戸市白銀三丁目六の一二

名

称

所

在

地

指定年月日

成严

**奈** 

務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示する。クリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定による

平成十四年九月四日

主催者の住所及び名称青森県知事

木

村

守

男

二 開催日時及び場所財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八の二

1 研修

午前十時から午後三平成十四年九月十五	日
三時まで)	時
弘前商工会議所弘前市大字上鞘師町	場
- 八の -	所

## 語習

五	青森県教育会館	I 時まで I で	午前十時から午後三平成十四年十月六日
センター	五所川原地域職業訓練.五所川原市一ツ谷一	一  日  (日)	午前十時から午後三平成十四年九月二十
八の一	弘前商工会議所弘前市大字上鞘師町一:	一時まで	午前十時から午後三平成十四年九月十五
所	場	時	日

## Ξ 受講対象者

2

講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

受講申込書の提出先

県内に所在するクリー ニング所の業務に従事する者

兀

青森市堤町二丁目一の一

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

研修受講料 五千円

1

講習受講料 四千五百円

2

青森県告示第四百二十一号

年八月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定 により告示する。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十四

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

の地点

免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

免許を受けた者の住所及び名称

1

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

逢坂雄一

二 埋立区域 位置 平内町長

2

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び

の地点と

の地点を結ぶ平成十一年

区域 東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

地との境界線により囲まれた区域 の春分の日の満潮位 (T・P・プラス〇・五二メートル) における公有水面と陸

Aの地点 四等三角点トンネル (北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度 五二分〇二秒五九二) から三八度一七分四六秒九二、七六三・二四メー トルの地点

の地点 Aの地点 (原点 ||||秒七三| から||| 六度三○分四○秒|九|・六○メートルの地点 北緯四○度五四分二○秒一六、東経一四○度五二分

の地点 の地点 の地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点 の地点から一九六度二三分二二秒三五・四四メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点 の地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二一〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点 の地点から二九四度四六分三一秒一四・三一メートルの地点

の地点 の地点から二一六度五二分一二秒三五・〇〇メートルの地点

の地点 の地点 の地点から三〇六度五二分一二秒五・〇〇メートルの地点 の地点から二二〇度一四分一一秒一七・〇三メートルの地点

の地点 の地点から三五二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点

の地点 の地点 の地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点 の地点から一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点

の地点から四五度○○分○○秒一八・三九メートルの地点

トルの地点

面積 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点 の地点から二八度○四分二一秒三四・○○メートルの地点 の地点から三三度四一分二四秒二一・六三メートルの地点 の地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点

Ξ

3

埋立てに関する工事の施行区域 九二〇・〇〇平方メートル

2 区域 東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

地との境界線により囲まれた区域 春分の日の満潮位 (T・P・プラス○・五二メートル) における公有水面と陸 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び 四等三角点トンネル(北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度 五二分〇二秒五九二) から三八度一七分四六秒九二、七六三・二四メー の地点と の地点を結ぶ平成十一年

の地点 Aの地点 (原点 二二秒七三) から二一六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点 北緯四○度五四分二○秒一六、東経一四○度五二分

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点 の地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点 の地点から一九六度二三分二二秒三五・四四メートルの地点 の地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点

の地点 の地点 の地点 の地点から二一 六度五二分一二秒三五・〇〇メートルの地点 の地点から二一〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点 の地点から二九四度四六分三一秒一四・三一メートルの地点

の地点 の地点 の地点から三〇六度五二分一二秒五・〇〇メートルの地点 の地点から二二○度一四分一一秒一七・○三メートルの地点

の地点 の地点 の地点から一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点 の地点から三五二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点

の地点 の地点 の地点 の地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点 の地点から四五度○○分○○秒一八・三九メートルの地点 の地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点

> の地点 の地点 の地点 の地点から三三度四一分二四秒二一・六三メートルの地点 の地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点 の地点から二八度○四分二一秒三四・○○メートルの地点

3 面積

九二〇・〇〇平方メートル

兀 埋立地の用途

史跡公園、緑地及び分譲地

青森県告示第四百二十二号

により次のとおり告示する。 計画公園事業を平成十四年八月二十六日認可したので、同法第六十二条第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、 項の規定 木造都市

平成十四年九月四日

青森県知事

木

村

守

男

施行者の名称

森田村

\_ 都市計画事業の種類

木造都市計画公園事業 (五・四・一号つがる地球村公園)

Ξ 事業施行期間

平成十四年九月四日から平成十七年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

青森県西津軽郡森田村大字森田字月見野地内

2 使用の部分

なし

告

公

大規模小売店舗の新設に関する届出

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

七

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

平成十四年九月四日

青森県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッ ピングセンター

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 弘前市安原第二土地区画整理事業保留地第四八街区符号保の一画地外

1 マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

株式会社サンデー

2

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 マックスバリュ東北株式会社

大規模小売店舗の新設をする日 代表取締役 原田昭彦 外六者

四

平成十五年四月二十四日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五

一、〇九八平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

七〇五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

二九五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一、一九七平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一一六立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

木 村 守 男

開店時刻 午前八時

 $(\Box)$ 

株式会社サンデー 二十四時間営業

閉店時刻 午後九時

開店時刻 株式会社ツルハ 外三者 午前九時

 $(\equiv)$ 

株式会社小山内バッテリー 閉店時刻 午後十時 社

(四) 閉店時刻 開店時刻 午前零時 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

2

二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 四か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

4

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

届出書及び添付書類の縦覧 平成十四年八月二十日

九

場 所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2

期間

平成十四年九月四日から平成十五年一月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十五年一月四日

2

提出先

- 青森県商工観光労働部経営振興課
- 3 記載事項
- 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

六

受験手数料

3

写 真

枚 通

七

その他

ものを同封すること。

後日、受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、

受験願書及び履歴書の用紙は、

青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

(郵送

八十円分の切手をはり付けた

してはならない。)

七千六百円 (青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。

消印

た正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影し

意見書は、日本語により記載すること。

砂利採取業務主任者試験の施行

する。 登録等に関する規則 (昭和四十三年通商産業省令第八十号) 第八条の規定により公告 平成十四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の

平成十四年九月四日

村 守

# 試験の期日及び場所

- 期日 平成十四年十一月八日 (金) 午前十時から正午まで
- 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青

2

青森県観光物産館「アスパム」三階 会議室「十和田

試験科目等

試験は、筆記による試験とし、 その試験科目は次に掲げる事項とする。

- 砂利の採取に関する法令
- 2 含む。 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を
- 受験願書の受付期間

のあるものまで有効とする。 平成十四年十月七日から同月二十五日まで (郵送の場合は同月二十五日付け消印

兀 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

青森県知事

木 男

平成十四年九月四日

建設業者の許可を取り消したので、

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

青森県知事 木 村 守 男

商号又は名称 株式会社ワイケイケイエーピー 青森

 $\equiv$ 代表者の氏名 富塚 啓悟

主たる営業所の所在地
青森市大字浜田字豊田一五六の二

許可番号 青森県知事許可 般 九) 第一四三六号

兀 Ξ

六 五

取消年月日 平成十四年八月二十三日

取消しに係る建設業の許可

石、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十四年八月二十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により

青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭